

背景

大西洋まぐろ類保存条約改正議定書

- 現行条約は、大西洋まぐろ類保存国際委員会 (ICCAT) を通じた条約区域におけるまぐろ類の保存を目的として、1966年に採択され1969年に効力発生。これまでに2回改正。
- 現行条約の締約国は、米、加、中、韓、露、諾、EU等52か国・地域。
- 2019年11月の年次会合に際して条約改正議定書を採択。
- 我が国は2021年6月4日に国会承認、7月30日に受諾書を国際連合食糧農業機関 (FAO) 事務局長に寄託。

➡ 現行条約の締約国の4分の3の締結により本議定書を締結した国について発効。
(2021年7月30日時点で、我が国、諾、加及びEUが本議定書を締結済み。)

主な内容

◆ 対象となる魚種を拡大

まぐろ類に加え、サメ、エイ類等の海洋性、表層性及び高度回遊性の板さい類(※)を追加し、ICCAT種と総称する。

(※) まぐろ漁業に際して相当な量が混獲されるなど、資源状況が問題視されてきた。

◆ 紛争解決の仕組みを新設 (新たな第10条及び附属書 I)

条約の解釈又は適用に関する紛争が生じた際の制度・手続を新設。

◆ 台湾を想定した漁業主体の参加規定を新設 (附属書 II)

台湾が漁業主体として大西洋まぐろ類保存国際委員会の関連活動に参加できる規定を新設。

意義

- 条約区域内のまぐろ類等の長期的な保存及び持続可能な利用に貢献し、より安定的かつ合理的な漁獲に繋げる。
- より実効的な漁業管理の国際ルール作りに向けて、世界有数の漁業国たる我が国の中心的役割を強化し一層の責任を果たす。

主なまぐろ類の我が国の漁獲量(単位:t)

	クロマグロ		メバチ	
	大西洋	全世界	大西洋	全世界
2015	1,732	8,092	12,390	53,222
2016	1,923	10,235	10,365	39,363
2017	2,256	11,250	10,994	38,683
2018	2,677	8,883	9,881	36,581
2019	2,930	10,426	9,492	33,740

(出典: ICCAT、WCPFC及び「漁業・養殖業生産統計」)

条約区域における 締約国・地域の主なICCAT種の漁獲量(単位:t)

	国・地域	漁獲量(2019年)
1	EU	238,292
2	ガーナ	88,443
3	ブラジル	45,580
4	セネガル	41,809
~	...	
7	日本	26,533
8	台湾	26,014

(出典: ICCAT)

条約区域

